

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名称	位置	面積	備考
産業廃棄物処理施設 (がれき類の破碎施設、 廃プラスチック類、木くず 又はがれき類の破碎施設)	大阪府 大阪市 此花区 梅町二丁目 4番1、 2番2 の各一部	26,038.41 m ²	処理能力（一日あたり） ①がれき類の破碎施設 がれき類の破碎 1,576 t ②廃プラスチック類、木くず又は がれき類の破碎施設 廃プラスチック類の破碎の場合 69.12 t 木くず又はがれき類の破碎の場合 326.46 t

理 由

がれき類の破碎施設及び廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第51条のただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名称		産業廃棄物処理施設				
位置		大阪府大阪市此花区梅町二丁目4番1、2番2の各一部				
敷地面積		26,038.41 m ²				
地域地区		工業専用地域（建ぺい率10分の6、容積率10分の20） 建築基準法第22条区域、大阪港臨港地区（特殊物資港区）				
施設の概要	主要用途	産業廃棄物処理施設 （がれき類の破碎施設、廃プラスチック類、木くず又は がれき類の破碎施設）				
	建築物	建築物用途	がれき類 処理棟	廃プラ他 多品目施設	その他 （4棟）	合計
		建築面積（m ² ）	3,409.61	1,008.12	719.66	5,137.39
		延べ面積（m ² ）	3,390.40	1,008.12	935.66	5,334.18
		構造・階数	鉄骨造一部 鉄筋コンク リート造・ 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建他	—
	処理能力	①がれき類の破碎施設 がれき類の破碎 1,576 t/日 ②廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類の破碎の場合 69.12 t/日 木くず又はがれき類の破碎の場合 326.46 t/日				
	最終処分方法	再生資源として活用するほか、再度処理委託をする。				
	備考					